

(附則) (平成五年一〇月八日政令第三三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成六年一月一日)から施行する。

(係属中の実用新案登録出願等に係る経過措置)

第二条 この政令の施行の際に特許庁に係属している実用新案登録出願(改正法附則第五条第一項の規定により改正法第三条の規定による改正後の実用新案法(昭和三十四年法律第百二十三号)の規定の適用を受けるものを除く。)又はこの政令の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判若しくは再審については、改正前の実用新案法施行令、改正前の弁理士法施行令、改正前の特許法施行令、改正前の特許法等関係手数料令(以下「旧手数料令」という。)、改正前の特許登録令、改正前の実用新案登録令(以下「旧実用新案登録令」という。)、改正前の意匠登録令、改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令(以下「旧特例法施行令」という。)及び改正前の通商産業省組織令の規定は、この政令の施行後もなおその効力を有する。この場合において、旧実用新案登録令第三条の二第二項並びに旧特例法施行令第一条第十二号、第三条第一号及び第二号、第六条第九号、第十一号、第十六号及び第七号、第八条並びに第十二条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

附則 (平成七年五月八日政令第二〇六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成七年七月一日)から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定、第七条の規定(特許登録令第一条第一号、第三条第四号及び第十六条第六号の改正規定中「第一百二十六条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」を「又は第一百二十六条第一項」に改める部分並びに同令第三十条第一項第四号の改正規定を除く。)、第八条中実用新案登録令第二条の改正規定(同条第四号)を「同条第五号」に改める部分に限る。)、第九条及び第十条の規定、第十二条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令第一条第八号の改正規定(「第十一号」を「第十二号」に改める部分を除く。)並びに同令第三条及び第六条の改正規定、第十二条の規定並びに附則第四条の規定、附則第五条の規定(意匠登録令第二条の改正規定中「第一百一十六条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」を「又は第一百二十六条第一項」に改める部分を除く。)及び附則第六条の規定(商標登録令第二条の改正規定中「第一百二十六条第一項又は第一百八十四条の十五第一項」を「又は第一百二十六条第一項」に改める部分を除く。)は、平成八年一月一日から施行する。

附則 (平成一一年一二月二七日政令第四三〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成十二年一月一日から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三二一號) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附則 (平成一二年六月七日政令第三三三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令(第一条を除く。)は、平成十三年四月一日から施行する。

附則 (平成一五年九月一〇日政令第三九八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成十六年四月一日)から施行する。

附則 (平成一七年一月二〇日政令第六号) 抄

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(実用新案法施行令の改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の実用新案法施行令第一条の規定は、この政令の施行後にする実用新案登録出願について適用し、この政令の施行前にした実用新案登録出願については、なお従前の例による。

(施行期日) 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第十六号)の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

第三条 附則 (平成二七年一月二八日政令第二六号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十三年改正法の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

附則 (平成二七年一月二八日政令第二六号) 抄

1 第一条 附則 (平成二八年一月二二日政令第一八号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、平成二十六年改正法の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

附則 (平成二八年一月二二日政令第一八号) 抄

2 第一条 附則 (平成二八年四月一日)から施行する。

(施行期日) 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附則 (令和三年一二月二四日政令第三四四号) 抄

1 第一条 附則 (令和三年一二月二四日政令第三四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、特許法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。